

令和2年 病害虫防除指導情報 第10号

作物名：りんご
病害虫名：黒星病

黒星病の発生は少なめに推移しているものの、一部園地で確認されています。
～感染源を減らすため、発病葉・発病果の摘み取り処分を徹底しましょう。～
～薬剤は散布むらを生じないように、適切な量を丁寧に散布しましょう。～

1 発生状況

- (1) 6月中旬に行った巡回調査において、津軽地域では、果葉そう、新梢葉とも、37園地中4園地で少程度の発病が確認された(図1)。前々年、前年の同時期に比べて、発生は少なく推移している。
- (2) 県南地域では10園地中1園地で、少程度の発生が認められた(図2)。
- (3) 6月14日に梅雨入りし、向こう1か月の降水量は平年並か多いと予想されることから、葉上病斑に形成された分生子による新梢葉や果実への感染拡大が今後も懸念される。



写真 新梢葉での発病

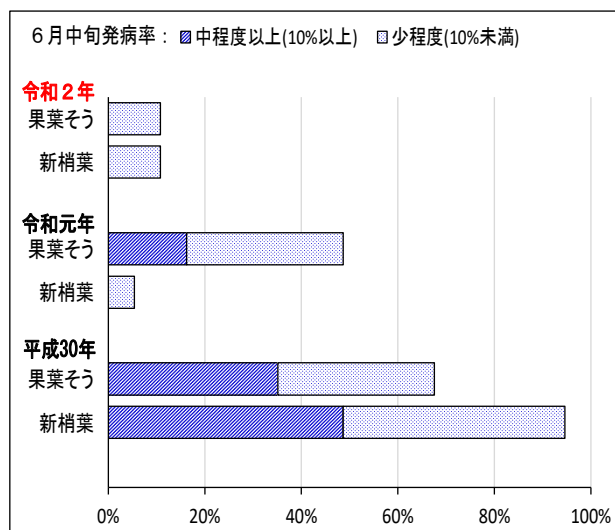


図1 津軽地域の発病園地割合(37地点)

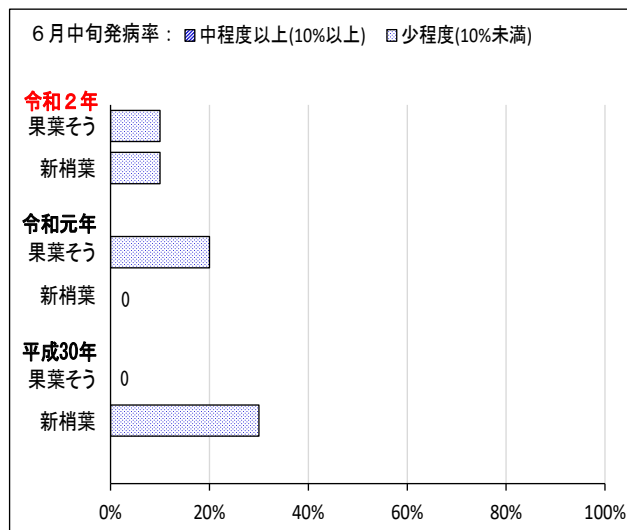


図2 県南地域の発病園地割合(10地点)

2 防除対策

(1) 耕種的防除

病原菌の密度を下げるため、発病葉や発病果は見つけ次第摘み取り、土中に埋めるなど、適正に処分する。

(2) 薬剤散布

ア 以下の基準薬剤から選択し散布する。散布間隔は前回散布から15日間を目安とする。

表3 「7月初め」～「8月末」の基準薬剤 (令和2年度青森県農作物病害虫防除指針より抜粋)

基準薬剤		FRAC コード	希釈倍数	使用時期	使用回数	7月初め	7月半ば	7月末	8月半ば	8月末
アントラコール顆粒水和剤		M 3	500倍	収穫45日 前まで	4回以内	○	○			
パスポート顆粒水和剤		M 5	1000倍	収穫45日 前まで	3回以内	○	○			
チウラム剤	チオノックフロアブル	M 3	500倍	収穫30日 前まで	5回以内	○				
	トレノックスフロアブル	M 3	500倍	収穫30日 前まで	5回以内	○				
有機銅剤	キノンドー顆粒水和剤	M 1	1000倍	収穫14日 前まで	4回以内	○	○	○		
	オキシンドー水和剤80	M 1	1200倍	収穫14日 前まで	4回以内	○	○	○		
オキシラン水和剤		M1/M4	500倍	収穫14日 前まで	4回以内	○	○	○		
アリエッティC水和剤		M4/P7	800倍	収穫前日 まで	3回以内			○	○	○
ダイパワー水和剤		M4/M7	1000倍	収穫前日 まで	開花期以降 3回以内			○	○	○
ベフラン液剤25		M 7	1500倍	収穫前日 まで	開花期以降 3回以内			○	○	○

イ 散布むらを生じないように適切な量を丁寧に散布する。

ウ 散布予定日に降雨が予想される場合は事前散布に徹する。また、曇雨天が続く場合には晴れ間を見計らって散布する。

エ 事前散布の徹底により散布回数が増えている場合は、各農薬の成分総使用回数以内で使用する。

★農薬を使用する際には必ず最新の農薬登録情報を確認してください★

農林水産省「農薬情報」 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/
 (独) 農林水産消費安全技術センター「農薬登録情報提供システム」
http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm

☆農薬散布時は農薬の飛散防止対策をしてください☆

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において、農薬の飛散を原因とする住民や子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策を徹底しましょう。
 農薬散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を幅広く周知するとともに、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮しましょう。

《当情報に関する問い合わせ先》

青森県病害虫防除所 〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6
 TEL:017-729-1717 FAX:017-729-1900 担当：総括主幹 柳野利哉